

熊谷市農業委員会
第 1 1 回総会議事録

令和 7 年 6 月 2 7 日（金）
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第 1 1 回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和 7 年 6 月 2 7 日 (金) 午後 1 時 3 0 分
- (2) 閉会の日時 令和 7 年 6 月 2 7 日 (金) 午後 2 時 3 5 分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター 2 階大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 4 7 名 (農業委員 1 9 名 農地利用最適化推進委員 2 8 名)
- (2) 現在数 4 7 名 (農業委員 1 9 名 農地利用最適化推進委員 2 8 名)

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 3 5 名
- (2) 欠席数 1 2 名

農業委員

議席	出欠	氏 名	議席	出欠	氏 名
1	出	塚田 修	1 1	出	戸森 貫一
2	出	笛木 清	1 2	出	森田 豊
3	出	栗原 一森	1 3	出	千葉 義浩
4	出	坂本 三郎	1 4	出	関口 裕美
5	出	田中 輝久	1 5	出	権田 久男
6	欠	菊地 修一郎	1 6	出	夏目 亮一
7	欠	吉田 正己	1 7	出	関根 一三
8	出	福田 和行	1 8	出	金井 和夫
9	出	西田 茂夫	1 9	出	大島 正
1 0	出	水野 薫			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏 名	議席	出欠	氏 名
1	出	中嶋 儀臣	1 5	出	笠原 猛
2	出	根岸 勇	1 6	欠	小林 言孝
3	欠	名野 博明	1 7	出	水野 照夫
4	出	伊藤 由行	1 8	欠	小崎 信明
5	出	高橋 文雄	1 9	欠	門叶 和男
6	出	中村 安浩	2 0	欠	長谷川 隼男
7	欠	稲村 文男	2 1	出	村山 努
8	出	井瀬 伝栄	2 2	欠	青木 大輔
9	出	東 幸好	2 3	出	川田 雄一
1 0	出	漆原 秋夫	2 4	出	原田 知子
1 1	出	栗原 加津男	2 5	出	若山 美奈子
1 2	欠	中島 正樹	2 6	出	中川 登美夫
1 3	出	石平 伸一	2 7	欠	林 和弥
1 4	出	小澤 好則	2 8	欠	茂木 秀孝

4 議 事

(1) 議 案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第5号 農地利用最適化推進委員の辞任に対する同意について
- 議案第6号 令和7年度熊谷市農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）について

(2) 報 告

- 報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告事項(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告事項(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告事項(4) 農地法第18条第6項の規定による通知について(合意解約)
- 報告事項(5) 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について（2a未満農業用施設）
- 報告事項(6) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 夏目 亮一

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第11回総会を開会いたします。 それでは、はじめに夏目会長より、御挨拶をいただきます。
夏目会長	(夏目会長挨拶)
事務局次長	ありがとうございました。 以降、進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、夏目会長にお願いいたします。
議 長	それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。 はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。
事務局	本日の出席は、農業委員は19名中17名であります。また、農地利用最適化推進委員については28名中18名でございます。
議 長	事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。 続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。 (議長一任の声あり) 議長一任の声がありました。 それでは、議事録署名委員につきましては、 1番 塚田委員、 4番 坂本委員 をお願いいたします。 また、書記には事務局職員を指名します。 それでは議事に入ります。 本日、審議いたします案件は、 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 議案第5号 農地利用最適化推進委員の辞任に対する同意

議 長	について 議案第 6 号 令和 7 年度熊谷市農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）について 以上、6 議案です。よろしく御審議願います。各議案については概要説明とさせていただき、短時間での審議としたいと思いますので、御協力をお願いいたします。 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は 1 頁から 3 頁、議案書資料については 1 頁から 2 頁を御覧ください。 概要の説明に先立ちまして、1 点、御報告がございます。議案番号 2 及び 8 について「取下願」が提出されましたので御報告いたします。 それでは概要の説明に移ります。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、取下願が提出された議案番号 2 及び 8 を除き、全 10 件の申請があり、取引額、現地確認等は資料に記載してあるとおりです。 全案件とも譲受人の経営する全ての農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数等から、今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第 3 条第 2 項の各号については、全件、許可要件の全てを満たしております。説明は以上となります。御審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議 長	ただいま事務局から説明のありましたとおり、議案番号 2 及び 8 につきましては、農地法第 3 条の規定による許可申請書の取下願が提出されておりますので審議から除外いたします。 それでは、議案番号 2 及び 8 以外の案件につきまして、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （ なしの声 ） 特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第 1 号における議案番号 2 及び 8 以外の案件につきまして、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手全員 ）

議 長	挙手全員です。よって、本案につきましては、原案のとおり許可すべきものと決しました。 次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は 4 頁、議案書資料は 3 頁を御覧ください。議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請については、「農家住宅」 1 件のみとなります。農地区分や事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしく願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議 長	それでは、本案につきまして、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は 5 頁から 8 頁、議案書資料は 4 頁から 5 頁を御覧ください。議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、全 15 件となります。内訳としましては、「自己用住宅」が 8 件、「住宅の敷地拡張」が 1 件、「資材置場」が 1 件、「資材置場及び駐車場」が 1 件、「中古車販売自動車置場」が 1 件、「特定建築条件付売買予定地」が 3 件となります。農地区分や事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。また、議案番号 3 に関しましては、この後、御審議いただきます議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請が伴う案件となります。変更内容につきましては議案書 9 頁の変更の理由を御覧ください。説明は以上となります。御審議の程よろしく願いいたします。

議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	1件ございます。いただいた御質問は、議案番号9、10、11の転用目的となっております、「特定建築条件付売買予定地について、具体的にどういうものか」という御質問です。 このことについて回答いたします。特定建築条件付売買予定地とは、土地の売買契約と同時に、購入者が一定期間内に指定された建築業者と建築請負契約を結ぶことを条件とする土地のことです。この条件を満たさない場合、土地の売買契約は解除されます。つまり、土地を購入した後に、その土地で建物を建てることを前提とした売買方法となります。なお、この方法による転用申請につきましては、平成31年3月29日付け30農振第4002号、農林水産省農村振興局長通知においてこれから申し上げる3つの事項の確認ができれば可能としております。 ①農地転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とが当該土地に建設する住宅についておおむね3ヶ月程度の一定期間以内に建築請負契約を締結することを約すること。 ②おおむね3ヶ月程度の一定期間以内に契約締結がなされなかった場合、その売買契約が解除されることが当事者間の契約書において規定されていること。 ③農地転用事業者は、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと判断したときは、販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設すること。 以上です。なお、本議案においては以上の3点につきまして特約条項及び理由書において謳われていることを確認しております。 回答は以上です。改めて御審議の程よろしく願いいたします。
議 長	それでは、本案につきまして、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
関根委員	議案番号9、10、11についてお尋ねしたい。まず議案番号9について、〇〇建てるということだが、農地の面積は〇〇〇〇㎡となっているのはどうしてか。
事務局	備考欄に記載しましたが本件申請及び既存の隣接宅地と併せ、約〇〇〇〇㎡を一体的に利用するものです。
関根委員	議案番号10について、〇〇は申請農地のみに建築するということか。
事務局	そのとおりです。

関根委員	議案番号１１については、議案番号９と同じように隣接宅地と一体利用して〇〇を建築するということか。
事務局	そのとおりです。
関根委員	都市計画法第３４条第１１号についても問題ないということか。
事務局	区域的に問題ないことを確認しています。
関根委員	本件の住宅建築が万一できなかった場合などのチェックはどうなっているのか。
事務局	本件に限らず、農地転用許可が下りた場合は、工事完了届の提出が義務付けられています。
関根委員	これだけの棟数を全部売り切るのは難しいと思うがどうなのか。
事務局	売れ残った土地が出た場合は、本件申請者である業者が自ら住宅を建築することになります。
西田委員	議案番号９、１０、１１の農地区分は３種農地となっているが２種農地でも設置は可能なのでしょうか。
事務局	可能です。しかし、２種農地の場合、代替地検討が必要であり、農地法の観点からもできうる限り３種農地へ建築するよう誘導しています。
議 長	他に質疑、意見等ございませんか。 （なしの声） 他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手全員 ） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第４号、農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請についてを上程しますが、事前の質疑や事務局から追加の説明はありますか。

議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議 長	それでは本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
西田委員	稲村委員はいつから委員を務めていらっしゃったのですか。
事務局	令和３年９月から農地利用最適化推進委員を務め、現在２期目です。
西田委員	本件の辞任に同意した場合、欠員補充は行いますか。
事務局	農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則第９条に同一地区で２名以上の欠員があった場合は補充をするものとされており、第２期においても前例がありました。欠員のままととなります。
議 長	他に質疑、意見等ございませんか。
	(なしの声)
	他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第５号、農地利用最適化推進委員の辞任に対する同意について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
	挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。
	次に議案第６号、令和７年度熊谷市農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第６号、令和７年度熊谷市農地パトロール実施要領（案）について説明いたします。議案書の１１頁から１３頁までを御覧下さい。 実施要領第４条にありますように「農地パトロールの実施にあたっては、総会において趣旨や実施方法等についての意思統一を図って実施する」と定められておりますので、この場で、御説明させていただきます。実施要領（案）につきましては、今年度、全国農業会議所が示した実施要領を参考に作成いたしました。昨年度からの変更点は実施時期が８月から９月になったのみで、その他は昨年同様となります。

事務局	続きまして、令和7年度熊谷市農地パトロール等のスケジュール（案）について説明いたします。8月から9月中にタブレットを利用の上、担当地区の確認を行っていただきますので、7月28日の総会にて昨年度の遊休農地の一覧表等を配付する他、タブレットの調整を行う予定です。確認が困難な場所等ございましたら、8月28日に開催されます総会までに、事務局へ報告をお願いいたします。 調査の締め切りは9月29日の総会までとなります。タブレットの操作に不安がある方は事務局が入力の手助けを行いますので、必要に応じて担当まで御相談ください。 これ以降は事務局で各種事務を行います。11月28日の総会にて利用状況の調査結果を報告予定です。続いて、遊休農地の所有者に対して利用意向調査を実施し、11月28日の総会にて調査結果を報告する予定です。 以上でスケジュール案の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議 長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （ なしの声 ） 特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第6号、令和7年度熊谷市農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手全員 ） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。 以上で全議案の審議が終了いたしました。 続きまして、報告事項（1）から（6）につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき、専決処分済みの事項でありますので、御了承をお願いいたします。 以上で本日の議案、報告、すべて終了いたしましたので議長の職を解かせて頂きます。ありがとうございました。
事務局次長	夏目会長、ありがとうございました。

事務局次長	次に次第の 6、その他に移らせていただきます。 【営農型太陽光発電に係る勉強会を開催、令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表に関する説明、北部地区地域検討委員会担当地区変更、公務災害補償制度説明を農業委員会事務局が行う。】 事務局からは以上ですが、皆様から何かありますでしょうか。 （ なしの声 ） それでは、閉会のあいさつを田中会長職務代理にお願いいたします。
田中職務代理	（ 閉会のあいさつ ）
事務局次長	ありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長

次長兼農政係長

主任

主任

柏木 純一

佐藤 雅史

滝口 悠太

吉永 剛

令和7年6月27日

熊谷市農業委員会

会 長 夏 目 亮 一

署名委員 塚 田 修

署名委員 坂 本 三 郎